

令和 6 年 6 月市議会定例会提出補正予算 (案) について

1 令和 6 年度一般会計及び国民健康保険事業特別会計 6 月補正予算【案】

(別紙 2) のとおり

2 概要

現行の健康保険証の廃止に伴い、令和 6 年度中にシステムの改修を要することが国の法改正及び関係通知等により示されました。

国から示された内容について、本市システムの保守を委託している業者から徴収した見積りを基に、令和 6 年 6 月定例会市議会に「健康保険証一体化に係るシステム改修業務委託」として補正予算を計上するものです。

3 健康保険証一体化に係るシステム改修業務委託の詳細について

(別紙 3) のとおり

4 見積書

(別紙 4) のとおり

5 【参考】マイナンバーカードと保険証の一体化について

(別紙 5) のとおり

1 令和6年度 一般会計6月補正予算【案】

【歳出】

(千円)

款	項	目	事業	節	補正前額	補正額	補正後額	備考	
3	民生費	1 社会福祉費	1 社会福祉総務費	10 国民健康保険事業特別会計繰出金	27 繰出金	848,438	11,468	859,906	健康保険証一体化に係るシステム改修業務委託

2 令和6年度 国民健康保険事業特別会計6月補正予算【案】

【歳入】

(千円)

款	項	目	事業	節	補正前額	補正額	補正後額	備考	
4	繰入金	1 他会計繰入金	1 一般会計繰入金	—	4 職員給与費等繰入金	201,794	11,468	213,262	健康保険証一体化に係るシステム改修業務委託

【歳出】

(千円)

款	項	目	事業	節	補正前額	補正額	補正後額	備考	
1	総務費	1 総務管理費	1 一般管理費	9010 一般管理	12 委託料	15,160	11,468	26,628	健康保険証一体化に係るシステム改修業務委託

健康保険証一体化に係るシステム改修の詳細について

1 資格確認証等を交付するためのシステム改修

- ① 申請書・資格確認書の出力
→対応期限：令和6年11月末
- ② 交付対象者の管理
→対応期限：令和6年11月末
- ③ 資格情報のお知らせ出力に関する改修
→対応期限：令和6年11月末

2 加入者情報通知に関する事務のシステム改修

- ① 被保険者証の年次更新の際に、被保険者証の台紙の余白に案内文書とともに被保険者の加入者情報（マイナンバーの下4桁）を表示する。
→対応期限：対象データの納品 令和6年7月上旬
- ② 「個人番号のお知らせ」に世帯ごとに加入者と加入者情報（マイナンバーの下4桁）を出力する。窓あき封筒にて送付できるよう世帯主の住所、氏名などを表示する。
→対応期限：対象データの抽出及び出力 令和6年9月上旬

3 負担割合等の内容をチェックする仕組みに伴うシステム改修

- ① オンライン資格確認等システムより連携される情報をチェックする機能
→対応期限；令和6年7月末
- ② 不一致の突合結果を分析する機能

4 限度額適用認定証等の様式変更に伴うシステム改修

- ① 限度額適用認定証、限度額適用認定・標準負担額減額認定証、食事療養費標準負担額減額認定証にマイナ保険証利用メリットに関する事項を表示する。（年次更新及び月次処理に対応）
→対応期限：令和6年7月上旬
- ② 限度額適用認定証、限度額適用認定・標準負担額減額認定証、食事療養費標準負担額減額認定証の申請様式にマイナ保険証利用メリットに関する事項を表示する。
→対応期限：令和6年7月上旬

5 マイナンバーカードの健康保険証利用登録に伴うシステム改修

- ① 申請書出力
→対応期限：令和6年9月末
- ② 利用登録解除に関する登録解除
→対応期限：令和6年9月末

【参考】マイナンバーカードと保険証の一体化について

1 現状

マイナンバー法等の一部改正法の一部の施行期日を定める政令が令和5年12月27日に公布され、令和6年12月2日をもって紙の保険証は廃止されることとなりました。経過措置として、令和6年12月1日までに発行された保険証は、最長1年間として、保険証に記載された有効期限までは使用できることとされています。

被保険者は、保険証の廃止後、マイナンバーカードに保険証の利用登録をしたマイナ保険証か資格確認書のいずれかにより医療機関の受診等を行っていただくこととなります。

また、保険者においては、令和6年12月2日以降、被保険者証に関連する事務はなくなりますが、新たに資格確認書や資格情報のお知らせの交付事務などが発生します。

2 令和6年度以降の対応

	令和6年度		令和7年度	
	上半期	下半期	上半期	下半期
A 被保険者証	●8月一斉更新 ●12月2日以降は交付せず。有効期限切れまで利用可 8/1以降は利用不可			
B マイナ保険証	被保険者からの申請に基づき登録(随時)			
C 資格情報のお知らせ	12月2日以降の資格取得者、再交付申請者に交付 (マイナ保険証を持っている方)			
D 資格確認書	12月2日以降の資格取得者、再交付申請者に交付 (マイナ保険証を持っていない方)			

12月2日

3 各種帳票について

A 被保険者証

- 令和6年8月に一斉更新を行います。(本市の有効期限:令和7年7月31日)
- 令和6年12月1日までは、新規加入者や再交付申請者等にも有効期限が令和7年

7月31日までの被保険者証を交付します。

- ・ 令和6年12月2日以降は、被保険者証の交付は行いません。マイナ保険証か資格確認書を利用していただくことになります。
- ・ 従って、令和7年度の一斉更新時には、被保険者証は交付せず、マイナ保険証の利用登録の有無によって、「資格情報のお知らせ」又は「資格確認書」を交付します。

B マイナ保険証

- ・ 本人が利用登録申請を行っていただきます。被保険者証が手元にある場合でも、マイナ保険証をお使いいただけます。
- ・ 被保険者証の廃止後は、負担割合を記載した資格情報のお知らせを交付します。
(住所変更や負担割合変更時にも資格情報のお知らせを随時交付します。また、期限の設定があるので、年次更新事務があります。)

C 資格情報のお知らせ

- ・ マイナ保険証利用登録者に交付されます。
- ・ 資格情報のお知らせだけでは、医療機関の受診等はありません。

D 資格確認書

- ・ マイナ保険証利用登録をされていない被保険者に交付されます。
- ・ 当面の間、一斉更新の際は申請がなくても自動で交付されます。
(住所変更や負担割合変更時にも随時交付します。)
- ・ 資格情報のお知らせと同様、期限の設定がありますので、年次更新事務があります。